

労働保険事務組合 事務委託についてのご案内

☆事務委託にあたっての前提条件

- ・貝塚商工会議所の会員であること
- ・下記の表1における従業員規模以下の事業所であること(但し、従業員を1名以上雇っていること)
※継続して従業員を雇っていない場合であっても、1年間に100日以上にわたり
従業員を雇っている場合には、常時従業員を雇っているものとして取り扱われます。
- ・大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県のいずれかに主たる事業所があること

☆事務委託の範囲

事業主が行うべき「労働保険料の納付その他の労働保険に関する事務(印紙保険料に関する事項を除く。)と一般拠出金に関する事務」のすべて

(具体的には下記の通り)

- (1)労働保険料等及びこれに係る徴収金の申告・納付
- (2)雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出
- (3)保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届等の提出に関する手続き
- (4)労災保険の特別加入申請、変更申請、脱退申請等に関する手続き
- (5)労働保険事務処理の委託、委託解除に関する手続き
- (6)その他労働保険の適用徴収に係る申請、届出、報告等に関する手続き

☆事務委託のメリット

- (1)通常、事業主等法人の役員は労災への加入ができませんが、事務組合に事務を委託して頂きますと、労災保険に加入することができます。(特別加入制度)
- (2)通常、年間40万円以上の保険料を支払う場合にしか利用できない保険料の3分割納付が保険料の額に関係なくご利用いただけます。

☆事務委託手数料

- ・下記の表2の通り、原則として前年度中の1カ月平均使用従業員数(端数切り捨て)に応じて手数料が決まります。
- ・年度途中の委託解除については手数料は返金できません。
- ・手数料については年度の第1期納付時に徴収させていただきます。

<表1>

業種	労働者数
金融業 保険業 不動産業 小売業	50名以下
卸売業 サービス業	100名以下
上記以外の業種	300名以下

<表2>

使用従業員数	年間手数料(税抜)
1 ~ 4名	10,000円
5 ~ 15名	13,000円
16 ~ 30名	16,000円
31 ~ 50名	20,000円
50名以上	36,000円

※上記手数料に消費税が掛かります。